

改正案	現行
<p>（保険金請求権等の範囲）</p> <p>第三条 法第十七条第五項に規定する政令で定める権利は、次に掲げる権利とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>（保険契約の申込みの撤回等ができない場合）</p> <p>第四十五条 法第三百九条第一項第六号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 申込者等（法第三百九条第一項に規定する申込者等をいう。以下この条において同じ。）が、<u>保険会社等（法第二条の二第一項に規定する保険会社等をいう。第五号及び次条において同じ。）</u>、<u>外国保険会社等（免許特定法人の引受社員を含む。第五号及び次条において同じ。）</u>、<u>特定保険募集人（法第二百七十六条に規定する特定保険募集人をいう。第四十七条の三第一項及び第四項において同じ。）</u>又は<u>保険仲立人（以下この条において「保険業者」と総称する。）</u>に対し、あらかじめ日を通知してその営業所、事務所その他これらに準ずる場所（以下この号及び次号において「営業所等」という。）を訪問し、かつ、当該通知し、又は訪問した際に自己の訪問が保険契約の申込みをするためのものであることを明らかにした上で、当該営業所等において当該保険契約</p>	<p>（保険金請求権等の範囲）</p> <p>第三条 法第十七条第五項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める権利は、次に掲げる権利とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>（保険契約の申込みの撤回等ができない場合）</p> <p>第四十五条 法第三百九条第一項第六号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 申込者等（法第三百九条第一項に規定する申込者等をいう。以下この条において同じ。）が、<u>保険会社</u>、<u>外国保険会社等（免許特定法人の引受社員を含む。第四号及び次条において同じ。）</u>、<u>少額短期保険業者</u>、<u>生命保険募集人</u>、<u>損害保険代理店</u>、<u>少額短期保険募集人</u>又は<u>保険仲立人の営業所</u>、<u>事務所その他これに準ずる場所</u>において保険契約の申込みをした場合</p>

の申込みをした場合

二 申込者等が、自ら指定した場所（保険業者の営業所等及び当該申込者等の居宅を除く。）において保険契約の申込みをすること
を請求した場合において、当該保険契約の申込みをしたとき。

三 申込者等が、郵便その他の内閣府令で定める方法により保険契約の申込みをした場合

四 申込者等が、保険契約に係る保険料又はこれに相当する金銭の
払込みを保険業者の預金又は貯金の口座への振込みにより行った
場合（当該保険契約の相手方である保険業者若しくは当該保険契
約に係る保険募集を行った保険業者又はこれらの役員若しくは使
用人に依頼して行った場合を除く。）

五 申込者等が、保険会社等又は外国保険会社等の指定する医師に
よる被保険者の診査をその成立の条件とする保険契約の申込みを
した場合において、当該診査が終了したとき。

六〇八（略）

（保険募集人等に関する権限の財務局長等への委任）

第四十七条の三 長官権限のうち次に掲げるものは、特定保険募集人
の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財
務支局の管轄区域内にある場合には、福岡財務支局長）に委
任するものとする。ただし、第七号に掲げる権限は、金融庁長官が
自ら行うことを妨げない。

一〇十一（略）

二 申込者等が、自ら指定した場所において保険契約の申込みをす
ることを請求した場合において、当該保険契約の申込みをしたと
き。

三 申込者等が、郵便その他の内閣府令で定める方法を利用して保
険契約の申込みをした場合

（新設）

四 申込者等が、保険会社等（保険会社又は少額短期保険業者をい
う。次条において同じ。）又は外国保険会社等の指定する医師に
よる被保険者の診査をその成立の条件とする保険契約の申込みを
した場合において、当該診査が終了したとき。

五〇七（略）

（保険募集人等に関する権限の財務局長等への委任）

第四十七条の三 長官権限のうち次に掲げるものは、特定保険募集人
（法第二百七十六条に規定する特定保険募集人をいう。以下この項
及び第四項において同じ。）の主たる事務所の所在地を管轄する財
務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合に
あつては、福岡財務支局長）に委任するものとする。ただし、第七号に
掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇十一（略）

257 (略)

附則

(国庫への納付手続)

第十条 (略)

2 生命保険契約者保護機構は、法附則第一条の二の十五第一項から第三項までの規定により利益金を納付するときは、これらの規定に基づいて計算した国庫に納付する金額の計算書に、当該事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他内閣府令・財務省令で定める書類を添付して、翌事業年度の七月二十一日までに、これを金融庁長官及び財務大臣に提出しなければならない。

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(適用区分)

第二条 この政令による改正後の保険業法施行令第四十五条第一号から第三号までの規定は、この政令の施行後に保険業法第二条第二項に規定する保険会社、同条第七項に規定する外国保険会社等（免許特定法人（同法第二百二十三条第一項に規定する免許特定法人をいう。）の引受社員（同法第二百十九条第一項に規定する引受社員をいう。）を含む。）又は同法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者（以下「保険会社等」と総称する。）が受けた保険契約の申

257 (略)

附則

(国庫への納付手続)

第十条 (略)

2 生命保険契約者保護機構は、法附則第一条の二の十五第一項又は第二項の規定により利益金を納付するときは、同項の規定に基づいて計算した国庫に納付する金額の計算書に、当該事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他内閣府令・財務省令で定める書類を添付して、翌事業年度の七月二十一日までに、これを金融庁長官及び財務大臣に提出しなければならない。

込みについて適用し、この政令の施行前に保険会社等が受けた保険契約の申込みについては、なお従前の例による。

2 この政令による改正後の保険業法施行令第四十五条第四号の規定は、この政令の施行後にされた保険業者（同条第一号に規定する保険業者をいう。以下同じ。）の預金又は貯金の口座への振込みによる払込みについて適用し、この政令の施行前にされた保険業者の預金又は貯金の口座への振込みによる払込みについては、なお従前の例による。